

経営系大学院機能強化検討協力者会議の公開について（案）

平成30年1月 日
経営系大学院機能強化検討協力者会議決定

経営系大学院機能強化検討協力者会議（以下「会議」という。）の公開については、以下のとおりとする。

（会議の公開）

- 1．会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。
 - 一 主査の選任その他人事に関する事項を議決する場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

- 2．会議を公開とする場合で、会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局専門教育課の定める手続により登録を受けなければならない。
- 3．2．の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 4．会議を撮影し、録画し、又は録音することを希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 会議を撮影し、録画し、又は録音するに際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
 - 二 スチールカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - 三 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- 5．主査は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を命ずる等の必要な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

- 6．主査は、会議において配付した資料を公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

- 7．主査は、会議を公開する場合は、議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 8．前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この決定は、会議の決定の日（平成30年1月 日）から施行する。